

○笛吹市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金を返還する者の就労初期における経済的負担を軽減することにより、本市への定住を促進するため、奨学金を返還する者に対し、予算の範囲内で奨学金返還支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る。)、専門職大学及び専門職短期大学をいう。

(2) 高校等 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、専修学校(高等課程に限る。)及び特別支援学校(高等部に限る。)をいう。

(3) 就労等 次のいずれかに該当することをいう。

ア 正規雇用 雇用期間の定めのない雇用形態の労働契約により就労していること。

イ 自営業 事業を営んでいること。

ウ 事業専従 個人事業主の専業専従者であること。

(4) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、本市を生活の本拠地とすることをいう。

(補助金の交付対象となる奨学金)

第3条 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金

(2) その他市長が認める貸与型奨学金

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 大学等又は高校等に在学している期間に、前条の奨学金の貸与を受けた者で奨学金の返還を始めたもの

- (2) 大学等又は高校等を卒業した者で、補助金の交付申請及び請求(第7条の規定による申請書兼請求書の提出をいう。第8号において同じ。)日の属する年度の4月1日に満30歳未満の者
- (3) 定住している者
- (4) 県内で就労等している者
- (5) 市税及び奨学金の返還金を滞納していない者
- (6) 他の制度において、奨学金の返還に係る補助金等を受けていない者
- (7) 交付対象者及び交付対象者と同一の世帯に属する者が笛吹市暴力団排除条例(平成24年笛吹市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- (8) 補助金の交付申請及び請求日から5年以上継続して定住する意思を有している者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の1月から当該会計年度の12月までの間に奨学金を返還した額の合計に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、20万円を限度とする。ただし、繰上返還の額及び奨学金の返還に係る利子相当額は、奨学金を返還した額に含まないものとする。

(補助金の交付対象期間)

第6条 補助金の交付対象となる期間は、最初に第8条の規定による補助金の交付決定通知を受けた日の属する年度から起算して、5年を限度とする。ただし、第4条に掲げる者に該当しなくなったときは、その事由が発生した日以降の期間は、補助金の交付対象期間としない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、補助金の交付対象期間に含めることができるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとする年度の3月31日までに、奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大学等又は高校等が発行する卒業を証明する書類
- (2) 奨学金の種類、貸与額、第5条に規定する奨学金を返還した額を証明する書類
- (3) 就労等が確認できる書類(勤務先及び就労年月日等を証する書類、確定申告書の写し、登記事項証明書等)

(4) 市税を滞納していないことがわかる書類（完納証明書等）

(5) 振込先金融機関の口座の情報が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは奨学金返還支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその理由を付して、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、奨学金返還支援補助金返還命令書（様式第5号）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の笛吹市奨学金返還支援補助金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、施行日以後、新要綱第8条の規定による交付決定を受けた補助金について適用し、同日前に改正前の笛吹市奨学金返還支援補助金交付要綱第8条の規定による交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所 笛吹市

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書

次のとおり奨学金返還支援補助金の交付を受けたいので、笛吹市奨学金返還支援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請及び請求します。

1 申請及び請求内容

奨学金	名称 借入先機関 借入期間 年 月～ 年 月まで 返還額 毎月 円(※) 年額 円(※) 返還開始 年 月～ (※)繰上償還分、返還に係る利子相当分は含まない。
交付を受けようとする奨学金返還期間	年 月から 年 月まで(年目) ※交付を受けようとする会計年度の前年度の1月から当該会計年度の12月までの奨学金を返還した期間
交付を受けようとする期間の奨学金返還済額	円 ※繰上償還及び利子相当額は含まない。
修学先等	学校名称 /学部・学科等 卒業・修了時期 年 月 日
申請区分	初回 ・ 2回目以降(回目)

同意事項	<input type="checkbox"/> この申請に当たって、市の担当職員が私の住民基本台帳情報及び市税等の収納状況を確認することに同意します。
確認事項	<input type="checkbox"/> 学校(大学・高校等)に在学している期間に奨学金の貸与を受けたこと。 <input type="checkbox"/> 学校(大学・高校等)を卒業し、補助金の申請に係る対象年度の4月1日に満30歳未満であること。 <input type="checkbox"/> 山梨県内で就労等していること。 <input type="checkbox"/> 市税及び奨学金の返還金を滞納していないこと。 <input type="checkbox"/> 奨学金の返還に関し他制度による補助等を受けていないこと。 <input type="checkbox"/> 交付申請及び請求日から5年以上継続して笛吹市に定住する意思があること。

備考 該当する項目にチェック(☑)してください。

2 請求額

円

3 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通・当座	口座番号		

4 添付書類

- (1) 学校(大学等・高校等)が発行している卒業を証明する書類
(初回申請時のみ)
- (2) 奨学金の種類、貸与額、第5条に規定する奨学金を返還した額を証明する書類
- (3) 就労等を証する書類(勤務先及び就労年月日等を証する書類、確定申告書の写し、登記事項証明書等)
- (4) 市税を滞納していないことがわかる書類(完納証明書等)
- (5) 振込先金融機関の口座の情報が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奨学金返還支援補助金交付申請
について、笛吹市奨学金返還支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のと
おり補助金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定番号

2 交付決定額 円

様式第 3 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



奨学金返還支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奨学金返還支援補助金交付申請
について、笛吹市奨学金返還支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のと
おり補助金の不交付を決定したので通知します。

不交付の理由

様式第 4 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した奨学金返還支援補助金について、(全部・一部)を取り消したので、笛吹市奨学金返還支援補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 交付決定取消年月日 年 月 日

2 交付確定額 円

3 取消後の交付確定額 円

4 取消しの理由

様式第 5 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



奨学金返還支援補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した奨学金返還支援補助金について、笛吹市奨学金返還支援補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金の額 円

3 返還すべき補助金の額 円

4 返還金の納期限 年 月 日

※返還金については、納入通知書により納期限までに返還すること。

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第8条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第9条関係)